

議案第九十八号

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成二十六年十一月二十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年港区条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「休職となった職員」の下に「、同法第二十六条の六第一項の規定による配偶者同行休業中の職員」を、「その休職」の下に「、配偶者同行休業」を加える。

第三十三条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第五号中「社団法人東京都教職員互助会」を「公益社団法人東京都教職員互助会」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

職員の配偶者同行休業制度を導入することに伴い、配偶者同行休業中の幼稚園教育職員の給与の取扱いを定めるため、本案を提出いたします。